○中部地方整備局告示第六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

第１　起業者の名称　愛知県

第２　事業の種類

一般国道301号改築工事（野見山拡幅・愛知県豊田市野見山町３丁目地内から同市御立町７丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　愛知県豊田市野見山町１丁目及び３丁目、泉町２丁目、神池町２丁目、美里５丁目、野見町12丁目並びに御立町６丁目及び７丁目地内

２　使用の部分　愛知県豊田市野見山町１丁目及び３丁目、泉町２丁目、神池町２丁目、美里５丁目、野見町12丁目並びに御立町６丁目及び７丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県豊田市野見山町３丁目地内から同市御立町７丁目地内までの延長1.3kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道301号改築工事（野見山拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道301号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第３項の規定により、本件事業は、本件区間の存する愛知県が改築を行うことができることとされている。

また、道路法第13条第１項の規定により、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行うこととされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、愛知県が管理を行うものである。

よって、起業者である愛知県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、静岡県浜松市を起点とし、愛知県豊田市に至る延長約93kmの主要幹線道路である。

本路線の終点区間である愛知県豊田市は人口約42万人を抱え、わが国のモノづくり産業のうち自動車関連等の製造業を中心として発展してきた地域である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、豊田市の市街地を通過するとともに、工業及び商業等を支える基幹路線の一部を担う自動車交通量の多い道路でありながら２車線であることから、朝夕には慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が妨げられている状況にある。また、沿線や近隣には小中学校もあり通学路として指定されているが、現道の歩道は狭小であり、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の通行が危険な状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、豊田市野見山町地内では自動車交通量が17,003台／日で、その混雑度は1.38に達しており、主要幹線道路としての役割を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、自転車歩行者道が十分な幅員で整備されることから、歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年度に任意で実施した交通騒音・振動調査及び大気汚染調査によると、騒音、振動及び大気質についてはいずれも環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得らる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が平成28年６月に任意で実施した自然環境調査によると、本件区間及びその周辺の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

なお、本件事業の施工に伴い、存在が確認された場合は、豊田市教育委員会等と調整を図り、適切な処置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和47年３月31日に都市計画決定され、平成３年３月４日及び平成16年８月20日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していること、歩道が狭小であることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、「一般国道301号道路整備促進期成同盟会」及び「豊田市幹線道路整備促進協議会」より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県豊田市役所